

## 国際医療福祉大学成田病院運営会議規程

### (目的)

第1条 国際医療福祉大学附属病院規程第5条に基づき、国際医療福祉大学成田病院（以下「病院」という。）における重要事項等の審議の他、運営状況や委員会等における決定事項等の共有を目的として、病院に国際医療福祉大学成田病院運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

### (執行部会議)

第2条 前条に定める運営会議を円滑に運営することを目的に、国際医療福祉大学成田病院執行部会議（以下「執行部会議」という。）を置く。

2 執行部会議については、別に定める。

### (構成)

第3条 運営会議は、次に掲げる職員をもって構成する。

- 一 病院長
- 二 副病院長
- 三 各診療部科・センターの長
- 四 看護部長
- 五 検査部、放射線技術部、薬剤部、リハビリテーション部、栄養室、臨床工学室の各長
- 六 事務局長
- 七 その他、病院長が必要と認めた者

### (所管事項)

第4条 運営会議は、次に掲げる事項を所管する。

- 一 病院の管理・運営・診療に関する重要事項
- 二 病院における規程等の制定・改廃に関する事項
- 三 病院における将来計画、中期目標に関する事項
- 四 執行部会議において必要と判断された重要事項
- 五 その他、病院長が必要と認める事項

2 前項に定めるもののうち、迅速な審議を要する事項については、病院長の判断により執行部会議の審議をもってこれに代えることができる。この場合において、直後の運営会議において審議結果を報告し、承認を得なければならない。

### (運営)

第5条 運営会議は病院長が招集し、原則として毎月1回開催する。但し、病院長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。

- 2 運営会議は病院長が議長となり、会務を総括する。
- 3 病院長に事故あるときは、予め病院長が指名する副病院長がその職務を代行する。
- 4 運営会議は、第3条に規定する構成員の3分の2以上の出席がなければ議事を開き議決する

ことができない。

- 5 運営会議の議事は出席者の過半数により決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 6 病院長は、必要に応じて第3条に定める構成員以外の者を運営会議に陪席させることができる。

(事務局)

第6条 運営会議の事務局は、総務部とする。

- 2 事務局は、運営会議の議事進行の過程及び決議事項を議事録として作成・保管にあたり、運営会議に関する事務の処理にあたるものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、運営会議の審議を経て病院長が決定する。

(その他)

第8条 この規程に定めるものの他、運営会議の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

1. この規程は、令和5年6月1日から施行する。
2. 国際医療福祉大学成田病院診療部科長会議規程の名称を、国際医療福祉大学成田病院運営会議規程に変更する。